

宗—基督は神子に非るべし
因—能く萬人を救済すと許すが故に
喩—真神等の如し……(同品)

第四章 喩 十 過

第一節 能立法不成

問何云能立法不成耶

答論云能立法不成者如說聲常無質礙故諸無質礙見彼是常猶如極微然彼極微所成立法常住是有能成立法無質礙無以諸極微質礙性故

喩十過 喩に十種の過失ある中、前五過は同喩の過失にして、後五過は異喩の過失なり、而して何れも前三過は喩依に關し、後二過は喩體に關する過失なりとす、蓋し因明は宗因喩の三支を以て組織し、其中、宗は所立の法にして、因は能く之れを成する能立の法なり、而して同喩なるものは、能く能立たる因を助けて、所立法たる宗を成立せしむるにあり、又異喩なるものは、所立の宗法に關係なく、又能立の因に關係なきものを擧げ、之れを反顯するにあり、而して同喩

を以て組織されたる三支を合作法と云ひ、異喩を以て組織されたる三支を離作法と名くること、喩の組織二十に於て説明せり、斯くして同喩の喩依には、宗同品と因同品の二性質を具備し、宗同品の義を以て所立の宗を成立し、因同品の義を以て能立の因を成立するものとす、是を以て若し宗同品の義を缺かんか、所立法たる宗を成せざるべく、因同品の義を缺かんか、能立法たる因を助成すること能はざるべし、之れ過失を構成する所以なり、又異喩の喩依には、宗異品と因異品の二性質を具備し、宗異品の義を以て所立の宗を遮遣し、因異品の義を以て能立の因を遮遣し、以て全然無關係なることを表白するものとす、然るに若し、宗異品の義を缺かんか、所立法たる宗を遮遣するに由なく、因異品の義を缺かんか、能立法たる因を遮遣するに由なし、之れ過失を構成する所以なり、其他のことは一々の過失を説明する下に至りて知るべし。

大意 能立法不成とは、同品が因同品の義を缺くを以て、因を成立すること能はず、依て之れを能立法不成と云ふなり、能立法とは前に述ぶるが如く因のことなり、今同品が此の因を成立する功なきがゆゑ不成と名くと知るべし、論に出す作法左の如し、(聲論對勝論)。

宗—聲は常なるべし

因—無質礙なるが故に

喩—諸ろ無質礙なるものは皆常と見よ。猶極微の如し

此の立量に於ける宗因は、六不定中の第五俱分不定の作法なり、九句因に於ては第九句の作法にあたる、今俱分不定の作法中、虚空を除き只極微のみを取りて同喩と爲す、以下喩過に於ける論の作法大に巧妙を極め、如上の作法のみを用ひ、單に喩を入れ換ふるによりて、各種の喩過を生ずることを示せり。

今の作法に無質碍の因を用ゆ、蓋し質碍とは、有形的物質的なることを意味し、實質あり障碍するものを指示する言なれば、無質碍は之れに反するものと知るべし、而して聲の無質碍なることは、聲論並に勝論俱に共許なり、尤佛弟子は聲を極微より成立するものとし、色法の一として、質碍あるものとす、又極微とは普通に云ふ所の分子なるものにあたる、聲論勝論等皆之れを質碍あるものとし、然も亦常住にして生滅變化なしと云ふ、是を以て今同品の極微を見るに、常住なる宗同品の性質を有すと雖も、無質碍の因同品の性質を有せざるや明かなり、されば所成立法即ち宗法に於ける常住の義は成すべきも、能成立法即ち因に於ける無質碍の義は成せざるべし、依て極微は因同品の義を缺き、此に能立法不成となる。

宗を成する因に四不成の過失あること、既に前に説明せり、然れば喩も假へ間接ながら宗を成するものなれば、四不成あるべしと雖も、今は只一の能立法不成を出して、特に別開列擧せざるのみ、大疏並に瑞源記等披き見るべし。

意云、聲論師對勝論師立聲常無質碍故如極微時聲論勝論共許極微常住不許無質碍故同喩極微雖成所立常宗不成能立無質碍故因故云能立法不成過也問何故其極微不成無質碍故因耶答立敵共極微云有質碍故同喩極微不成無質碍故因也

論解 此の文は、前の大意の下に於て、説明せし所を領得せば、容易に解了し得べしと信ずるがゆへ、更に贅せざるべし、要するに能立法不成は、同品が因同品の義を缺くものと知るべし、別に卑近なる例を擧ぐれば、『人は死すべし(宗)、動物なるが故に(因)、草木の如し(同品)』、『甲某は日本人なり(宗)、東京人なるが故に(因)、地方人の如し(同品)』の二例に於て、同品の草木は動物なる因同品を缺き、同品の地方人は東京人なる因同品を缺き、共に能立法不成の過失に陥るや明なり。

此過有二義一者喩不成因故名能立法不成二者喩見因不成故云能立法不成也

不成の二義 一に喩が因を成せざるが故にとは、喩は因同品の義を以て、因を助成するものなり、然るに之れを助成し能はざるがゆへ、此に不成と名くるなり、之れ助成不成の義なり、二に

喩が因に見るに成せざるとは、喩依自體に就て論ずるものにして、喩は必ず因同品の義を有すべきものなり、然るに若し因同品の義を有せざるとせんか、喩自體を成せざるゆへ、此に不成と名くるなり、之れ喩體不成の義なり、曩に因に於ける四不成の過失を擧ぐる中、因用不成と因體不成との二義あることを説明せり、今の不成も亦之れに準ずるものと云ふべし。

第二節 所立法不成

問何云所立法不成耶

答論云所立法不成者謂說如覺然一切覺能成立法無質礙有所成立法常住性無以一切覺皆無常故

大意 論に出す例、喩喩のみを擧ぐるは、前に説明せし如く、立量は全く同一にして、喩のみを入れ換ふるの意なればなり、依て委しく作法すれば左の如し、(聲論對勝論)。

宗 聲は常なるべし

因 無質礙なるが故に

喩 諸る無質礙なるものは皆 常と見よ。猶し覺の如し

所立法不成とは、因に因同品の義ありて、宗同品を缺くの過失なり、今の立量に於て、覺なるものは、佛教徒の云ふ所の心々所の異名にして、勝論にては二十四徳中のものなり、此のもの本より無質礙なるが故に、因同品を有するや明なり、然るに宗同品の常なる義を有せず、何となれば徳句は實句の上にあるものにして、實句は常なれども徳句は無常なりとす、從て覺なるものが無常なること 云ふ迄もなし、是を以て覺なる同品は、因同品を具するも宗同品を具せず、以て所立法不成の過失を構成するに至るなり。

此の所立不成にも亦前の能立不成と同じく、因の四不成に準じて四種の分別あるべきなり。

意云聲論師對勝論師立聲常 無質礙故如覺時覺者心法也此覺立敵共許無常又許無質礙故同喩覺唯雖成能立無質礙故因不成所立常宗故有所立不成過也

論解 前の大意の下に於て、大略説明せり、且つ文意平易なれば解し易し、依て更に贅せざるべし今別に一の作法を出せば、『某甲は東京人なり(宗)、日本人なるが故に(因)、地方人の如し(同品)』に於て、地方人の同品を具し、宗同品を缺き、所立法不成の過失となること知るべし。

此過有二義一者喩不成宗故名所立不成二者喩見宗不成故名所立不成也

不成の二義 能立と所立との相違ありと雖も、不成の義に至りては異なる所なし、依て前の能立

法不成の下に於て説明せし不成の二義に準じて、今の不成の二義を知るべし。

第三節 俱不成

問何云俱不成耶

答論云俱不成者復有二種有及非有若言如瓶有俱不成若說如空對無空論無俱不成

大意 俱不成とは、能立不成と所立不成との二過を合有するものなり、則ち同品が因同品と宗同品の義を、俱に缺ける過失を云ふ、此に有の俱不成と、無の俱不成との二種あり、有とは喩依の存在するものを云ひ、無とは喩依の存在せざるを云ふ、その作法左の如し。

- 有俱不成—聲論對勝論
- 宗—聲は常なるべし
- 因—無質碍なるが故に
- 喩—瓶等の如し

無俱不成—聲論對無空論の經部

- 宗—聲に常なるべし
- 因—無質碍なるが故に
- 喩—虚空の如し

瓶は常のものに非ず、又無質碍のものに非ずして、宗同因同を俱に缺くと雖も、瓶なるもの、存在は立敵共に許すがゆへ、有の俱不成なり、然るに虚空の存在を許さるる經部に對して、虚空を擧げんか、喩依なきがゆへ、無の俱不成となるなり。

論文に復有二種と復の字あるを以て、上の能立法不成にも、亦所立法不成にも、共に有と無の二種あることを知るべし。

意云聲論師對勝論師立聲常無質碍故如瓶時瓶不常法又不無質碍法故宗因共不成故名俱不成喩體雖無有喩所依故名有改此量同喩立如虚空對無空論時經部師不云虚空人故虚空同喩宗因共不成故名俱不成喩體喩所依無故云無也

論解 文意知るべし、中に於て、喩體とは常無常等の義理を云ひ、喩の所依とは瓶空等を云ふ

問以何知有_レ喻所依名_二有俱不成_一無_レ喻所依名_二無俱不成_一。

答疏云有_レ謂有_レ彼喻依無_レ既無_レ彼喻依_レ喻依者瓶空等_レ喻體者常無常等也。

疏證 喻の所依あるを有の俱不成と云ひ、喻の所依なきを、無の俱不成と云ふは、大疏の文に明に出づる所なりと、疏の文を擧げて之れを證するなり、而して喻依瓶空等已下は、三十三過平作法著者の釋なり。

第四節 無 合

問何云_レ無合_一耶

答論云無_レ合者謂於_レ是處無_レ有_レ配合但於_レ瓶等_レ雙現_一能立所立_二一法_一如_レ言於_レ瓶見_レ所作性及無_レ常性_一。

大意 論文に是處とは同喩を指す、則ち無合の過失とは、同喩に喩體と喩依の二部分ある中、喩體を缺如するを云ふ、斯く喩體を缺き、只喩依のみを擧げんか、喩依の上に能立の因と、所立の宗法と雙現するのみにて、因と宗法の關係明瞭を缺かん、假へば瓶なる喩依の上に、能立の所

作と所立の無常との二法を雙べて、顯はすのみにては、所作と無常の關係明かならざるべし、宜ろしく諸ろ所作性なるものは皆無常と見よと、所作のところへ無常を配合するに、諸と皆の言を用ひてこそ、宗因合屬するに至るべし、夫れ然り、然りと雖も、若し敵者にして、喩體の合作法なくも、能く立者の意を領解するを得んか、必ずしも喩體あるを要せざるなり、何ぞや、云く悟他の用に於て缺くる所なければなり。

宗一聲は無常なるべし

因一所作性なるが故に

喩一諸ろ所作性なるものは皆常と見よ

猶し瓶等の如し

喩體
喩依

曩に、古因明の論式_{十九}なる條下に述べし如く、古因明は宗因喩合結の五分作法なり、而して其の合支なるものは、言は複雑なれども、喩依の上に、能立の所作と所立の無常との二法を、雙べ顯はすのみにて、宗因配合の義なし、然るに新因明は宗因喩の三支を立て、此の喩の言中に古因明の合支と結支とを攝め、且つ宗因を合屬せしめ、以て完全なる作法を構成するに至れり、是を以て陳那は喩を稱して合結總陳の作法なりと云へり。

意云無_レ屬_レ所作_レ無_レ常_レ義_二名_二無_レ合_レ過_一也問何_レ合_レ屬_レ所作_レ無_レ常_レ義_一耶答諸_レ所作_レ物_レ皆_レ見_レ無_レ

常如瓶等名合屬所作無常意云若無此合屬時不知聲上如瓶等有所作故
有無常瓶等所作故必云無常時知聲亦所作故必無常故無所作無常合屬名
無合也言是處者是指同喻也

論解 文意知るべし、前的大意と、新因明の論式二十を参照せよ。

第五節 倒合

問何云倒合耶

答論云倒合者謂應說言諸所作者皆是無常而倒說言諸無常者皆是所作

大意 倒合とは轉倒せる合作法の意なり、同喩の喩體は必ず先因後宗なるべきに、之れを先宗
後因とせんか、此に過失を構成するに至る、之れ名けて倒合の過失と云ふ、論に出す作法を委く
せば左の如し。

宗—聲は無常なるべし

因—所作性なるが故に

喩—諸る所作性なるものは皆無常と見よ……………順合

諸る無常なるものは皆所作性と見よ……………倒合

猶更に一例を出せば左の如し。

宗—人は死すべし

因—動物なるが故に

喩—凡て死するものは皆動物と見よ……………倒合

意云諸所作者皆見無常名順合而倒言諸無常者皆見所作一名倒合也問言諸
無常者皆見所作有何過名倒合耶答凡立量之本意以所作義欲成無常義不
欲以無常義成所作義而倒合諸無常者皆見所作爲云聲所作無常故爲成
不樂宗故宗有相符聲論不許無常故因有他隨一不成也已上似同喩之
五過略如是也

論解 文意知るべし、倒合せば如何なる過失を生ずるかを見るに、大略左の如し。

- 一、先因後宗の原則に反して、先宗後因となるの失、
- 二、未知より既知を推するの失、
- 三、立者不樂の宗を成するの失、
- 四、宗に相符を招くの失、

第六節 所立法不遣

問何名所立法不遣耶

答論云所立不遣者且如有言諸無常者見彼質碍譬如極微由於極微所成立法常性不遣彼立極微是常性故能成立法無質碍無

大意 以上にて同喩の五過終り、以下は異喩の五過なり、その中初めに所立法不遣なり、所立法とは宗法なり、不遣とは遮遣せざるの義なり、之れ異喩なるものは、凡て宗の後陳と因とに、全然無關係なることを要し、以て同喩の範圍外にありて、其の限界を明にするものなり、異喩に於ける此の作用を遮遣と云ふ、若し異喩にして、此の効力を缺かんか、異喩たるの意義を失ふに至るべし、之れ過失を構成する所以なり、而して異喩の過失に於ては、所立法不遣と云ふて宗に關するものを先きにする所以は、同喩は先因後宗、異喩は先宗後因なればなり、蓋し同喩に於て諸の所作性なるものは皆無常と見よと云ふ場合に、異喩に於て、無常の範圍外なる常住のもの一切を拉し來りて、諸の常住なるものは皆所作性に非らずと云はんか、所作性なる因を有するもの

は、必ず皆無常なるものなること、益々以て確定すべし、是を以て異喩の場合は、是非とも先宗後因たるべきものなり、論に出す作法左の如し、(聲論對勝論)。

宗一聲は常なるべし

因一無質碍なるが故に

喩一諸の無質碍なるものは皆常と見よ。虚空の如し……………同喩

諸の無常なるものは皆質碍と見よ。極微の如し……………異喩

論には只作法として、異喩の喩體と喩依とを擧ぐるのみ、依て具に作法すること右の如し、而して極微なるものは常住にして有質碍なるが故に、無質碍の因を能く遮遣することを得と雖も、所立法の常住は之れを離することを得ざるなり、之れ所立不遣の過失と云はるゝものとす、此場合に若し瓶を出すとせんか、瓶は無常にして質碍のものなるが故、此の過失を招かざるべし。此の過失に亦兩俱と隨一と、猶豫と所依との不遣、並びに此等に一々亦自他共と一分全分の分別あるべきこと、上に準じて知るべし。

意云聲論師對勝論師立聲常無質碍故同喩如虚空異喩如極微時凡善異喩必無宗因處名異法喩而異喩極微見立敵常故極微不能遣常宗故名所立法不

遺也言諸無常者見彼質碍譬如極微者此且言離本量宗因言由於極微所成立法常性不遺者凡比量道理所立宗與異喻必相違言也而今此聲論比量所立常宗與異喻極微不相違立敵共許極微常住故云有所立法不遺過也言能成立法無質碍無者無質碍故因無異喻極微言也

論解 論文を一々釋す、然も平易なれば今更に贅せざるべし、當此に所立法不遺の一例を出せば、『甲某は日本人より(宗)、東京人なるが故に(因)、地方人民の如し(異喻)』に於て、地方人民なる異喻は、能立法の東京人を遺れども、所立法の日本人を遮遣せざるがゆへ、此に所立法不遺の過失を構成すべし。

第七節 能立法不遺

問何云能立法不遺耶

答論云能立不遺者謂說如業但遺所立不遺能立彼說諸業無質碍故

大意 能立法とは因なり、異喻は因に關係なきを要す、然るに因に關係せんか、能立を遮遣す

るの効力を失ふ、之れ過失たる所以なり、若し此の能立不遺を、因の側に据りて、その過失如何を考究せんか、因が異品に轉するものなれば、六不定中の不共不定と違決とを除きたる餘の四不定と、並に四相違とは、此の過失に關係ありと云ふべし、論に出す能立不遺の作法は、前の立量と全く同一にして、只異喻の極微を改めて業と爲すのみ、(聲論對勝論)。

宗—聲は常なるべし

因—無質碍なるが故に

喻—諸ろ無質碍なるものは皆常と見よ。虚空の如し……………同喻

諸ろ無常なるものは皆質碍と見よ。業の如し……………異喻

此に業と云ふは、佛教徒の云ふ所の、善惡無記の三業を云ふに非らずして、勝論の立つる實德業の中の業句義を云ふ、勝論の業は取捨屈伸の五にして、則ち無常且つ無質碍のものなり、此は聲論も亦本より共許のものたり、依て此の業なるものは所立の常宗には關係なきも、能立の因の無質碍には關係し、之れを遮遣せざるがゆへ、此に能立法不遺の過失となるなり。

意云聲論師立前比量改異喻極微立如業時異喻業無常無質碍故遺所立常宗不遺能立因故云能立不遺也

論解 文意知るべし、猶一例を擧ぐれば、『甲某は東京人なり(宗)、日本人なるが故に(因)、地

方人民等の如し(異喩)に於て、地方人民の異喩は所立の東京人なる宗を遣れども、能立の日本人なる因を遣らざるがゆへ、能立法不遣の過失を招くべし。

第八節 俱 不 遣

問何名俱不遣耶

答論云俱不遣者對彼有論說如虛空由彼虛空不遣常性無質碍性以說虛空是常性故無質碍故

大意 俱不遣とは、所立不遣と能立不遣とを俱に有する過失の立量なり、則ち異喩が宗法と因とに關係を有して、兩者を遮遣するの効力を缺きしものを云ふ、論に出す作法左の如し、(聲論對薩婆多有部)。

宗一聲は常なるべし
因一無質碍なるが故に
喩一諸ろ無質碍なるものは皆常と見よ。極微の如し……………同喩
諸ろ無常なるものは皆質碍と見よ。虛空の如し……………異喩

薩婆多部は三世實有法體恒有を立つるゆへ、有論と云ふ、而して虛空は常住にして無質碍なりとすること、立敵共許なり、されば宗法と因とに關係を有し、所立能立俱に遠離せざるがゆへ、俱不遣の過失となる、此の場合に若し瓶を出さんか、俱不遣の過失を冀るべきこと、知るべし。意云聲論師對薩婆多立聲常無質碍故同喩如極微異喩如虛空時薩婆多云虛空常無質碍故不遣所立常宗不遣能立無質碍故因故云俱不遣也

論解 文意知るべし、別に一例を出せば、「甲某は日本人なり(宗)、東京人なるが故に(因)、武藏國の人の如し(異喩)」に於て、武藏國の人なる異喩が、宗法と因とを遣らざること、説明を待たずして知るべし。

第九節 不 離

問何名不離耶

答論云不離者謂說如瓶見無常性有質碍性

大意 同喩に於て、合作法なきものを、無合の過失と名くること、既に説明せし所なり、今異喩に於ける不離とは、離作法を缺けるものなり、而して又無合の場合と同じく、悟他の目的を達

することを得んか、假し離作法の喩體を説かずとも、強ち過失を構成するものにあらず、單に喩依のみにて事足るものとす、論に出す作法左の如し、(聲論對勝論)。

宗一聲は常なるべし

因一無質碍なるが故に

喩一諸ろ無質碍なるものは皆常と見よ。虚空の如し……………同喩

諸ろ無常なるものは皆質碍と見よ。瓶等の如し……………異喩

右は正しき離作法なり、然るに論に『瓶等の如く、無常性なり、有質碍の性なり』とある如く、宗法と因とを合屬して離せず、之れを別々に離せんが、宗法なき所、因も定で非らずと云ふこと顯はれざるべし、則ち因なるものが、或は反對の宗法に有るかも分からざるべく、從て因喩の功能たる、止濫の義を缺くに至るべし、之れ不離過失を構成する所以なり。

意云聲論師立聲云聲常無質碍故同喩如虚空異喩如瓶等時善離作法可有方
可云諸無常者皆見質碍如瓶等不云爾時不能遣常宗與無質碍故因故云
不離也重意云常宗濫無常宗無質碍濫有質碍故不能止濫離故名不離過也

論解 初に正しき離作法を示し、次に不云爾時以下は、只雙現したるのみにて、遠離せず遮遣せぬものは、不正の離作法なりと云ひ、後に重意以下は、合屬して離せざる時は、宗と因とが、

他の反對の宗と因とに混濫するに至るがゆへ、不離の過失を成するなりと説明す。

第十節 倒 離

問何名倒離耶

答論云倒離者謂如說言諸質碍者皆是無常

大意 異喩の過失に倒離あるは、猶同喩の過失に倒合あるが如し、蓋し異喩にありては、同喩と正反對にて、離作法の規則は必ず先宗後因ならざるべからず、然るに之れに反して、同喩と同じく前因後宗と爲さんか、此に倒離の過失に陥るものとす、その作法左の如し、(聲論對勝論)。

宗一聲は常なるべし

因一無質碍なるが故に

喩一諸ろ無常なるものは皆質碍と見よ。瓶等の如し……………異喩……………正

諸ろ質碍なるものは皆無常と見よ。瓶等の如し……………異喩……………不正

意云可云諸無常者皆見質碍而倒云諸質碍者皆見無常故有倒離過也重意
云先可舉宗然舉因故云倒也問倒離者有何過答有非遮因濫過而以質碍

成^{スレハナリ}無常也問若成^{シキカ}爾者有何過^カ答凡^ソ立量本意^ハ遮^シ因^ヲ濫^ニ而爲^レ成^ス常宗^ヲ非^ス以^テ質碍^ヲ成^ス無常^ヲ故倒離者成^ス立不樂爲宗^ヲ故尙是過也^ハ已上似異喻之五^ノ過略^ス如是也

論解 初に倒離の過相を説明して、宗を先きに擧ぐべきに然も因を擧ぐるがゆへ倒なりと云ひ次に因の濫を遮せざるの過を明す、因の濫を遮せざるの過とは不定と相違との過失に陥ることは是れなり、假へば若し夫れ倒離するときは、諸ろ質碍なるものは皆無常と見よとせんか、質碍あるものゝ中に極微をも數ふべし、然るに聲論も勝論も共に、極微は質碍にして然も常住と爲す、されば質碍のものは皆無常とは云はれざるべし、同理によりて、諸ろ無質碍のものも亦無常に通すべきがゆへ、必ず無常とは断定し能はざるべし、然れば聲は常なるべし無質碍なるが故にと立てし、無質碍の因が常の異品たる無常に濫入することゝなるべし、斯く因が異品に濫入すれば、此に不定と相違との過を生ずるや明なるべし、後に若し倒離せば、不樂爲の宗を成する失を招くことを明す、即ち立者の主意は、因の濫を遮して常宗を成せんが爲めなり、然るに倒離せば、質碍を以て無常宗を成するに至るべきがゆへ、尙是れ過失たるや明なるべし。

因明二十三過本作法講義 完

附錄 因明作法私議

今此に私議せんと欲するものは、新古因明の論式並に因の三相に就きて、卑見を陳せんとするにあり、然し古大家の權威ある學説を左右し、抑揚し、批評し、蔑視せんとするにあらず、假令へ若し之れが壘に迫らんとするも、因明の城壁は本より堅固にして、高く天空を摩するの概あるもの、焉ぞ能く小議を容れん、吾人不敏と雖も、豈に敢て此の擧に出づるものならんや、嗚呼吾人の管見亦一理なきにしもあらざるべしと、思出のまゝを記すのみ、依て先づ順序として、新古因明の論式並に其が差異を掲げ、以て本題に入ることゝせん。

因明の隆盛を極めしは、古代印度に於て、聲論派と他學派との間に於て、聲なるものは無常のものか、將た常住と云はるべきかの議論八ヶ間敷時代に於て、研究されたるがゆへ、因明學慣用の論式は、聲の常か無常かに就て、例を擧ぐることゝなれり、之れに依て今古因明五分の論式を、慣用の例につきて擧ぐれば、左の如し。

宗……聲は是れ無常なるべし。
因……所作性なるが故に。

常……譬へば瓶等の如し。

合……瓶には所作性あり瓶は是れ無常なり聲には所作性あり聲も亦無常なり。

結……是の故に聲は是れ無常なりと知るを得。

この古因明の論法は、因を以て現見實證の事件よりして、敵者の未だ承認せざる事件へ論じ及ぼし之を承認せしむるにあり、即ち瓶等の現見實證を以て、聲の無常を承認せしむるにあるものとす、然れども論式には譬喩として、唯だ若干の事例を掲ぐるに過ぎざれば、論式の表面に現はれたる所を以ては、未だ論旨を決定し得べからず、新因明は此の點に改良を加へ、明に之を言ひ表はすものと爲すなり、即ち新因明の論式は左の如し。

宗……聲は是れ無常なるべし。

因……所作性なるが故に。

喩……諸の所作性なるものは皆無常なりと見よ(喩體)、猶し瓶等の如し(喩依)……(同喩)。

諸の常住なるものは皆所作性に非すと見よ(喩體)猶し虚空等の如し(喩依)……(異喩)。

此の論式を見るに、其の第三段に於て、諸の所作性なるものは皆無常なりと見よと云ひ、以て總て因を有するもの、悉くが、皆宗の同品に屬すべきことを言ひ表はせり、若し聲の所作性なることを承認し、又諸の所作性なるものを皆無常なりと見ば、如何にしても聲の無常なることを許客せざる

べからざるなり。

二

新古因明の論式に於て、主なる差異を擧ぐれば、大要左の如し。

(一)新因明に於て改良されたるは喩なり、蓋し古因明には、聲「譬へば瓶等の如し」と云ふ句ありて、所作性にして無常なるもの、若干の事例を掲ぐるのみなるが、新因明には「諸の所作性なるものは皆無常なりと見よ」と云ふ句を加ふ、即ち新因明にては之を喩體と名け、「瓶等の如し」を喩依と名く、此の喩體なるものは、喩の軸心骨髄にして、瓶等は此の關係を表示する若干の事物に外ならず、聲の所作性なるの故を以て、之を無常と斷定し得るは此の關係あればなり。

(二)新因明は古因明に比して其の作法簡單なり、五分作法の合結の二段は、必ずしも論旨を立するに缺くべからざるものに非ず、寧ろ只反覆するに過ぎざるなり、是を以て新因明は三支と爲す。

(三)古因明は宗をも能立とせしが、新因明は之を所立と爲す。

(四)新因明に於ては、宗に就て宗依と宗體とを辨別せり。

(五)新因明にては、因に就て三相の具闕を論じ、因なるもの、宗有法と同品と異品の三者に對する關係を明了にす。

(六)新因明は、古因明になき異喩を特に上ぐ、之れ因の濫を止むるものなり

即ち因は正立、

同喩は助成、異喩は止濫の用ありと云ふ。

四

此等の諸點は古來の定説にして、何人も首肯する所なるべし、而して孰れも皆議論の法にして、彼の三段論法が理由と斷案の關係を示す所の思考の方式、或は既知より未知を知るの推知式、或は尤適切に云へば分拆法なりと説明せらるゝものと、全く其の趣を異にし、飽迄も立敵對抗上勝敗の決を見んとする談論の法則なるなり、然らざれば古因明に於て二十三過を教へ、陳那に於て二十九過を計上し、天主に至りて三十三過を詳論するもの、其の意義を失ふに至るべし。

新古因明が共に議論の法たるや、今更吾人の喋々を要せずと雖も、若し此の兩式の差異を簡單に命名すれば、古因明は例證式にして、新因明は證明式なりと云ふべし、彼の聲は無常なるべし、所作性なるが故に、譬へば瓶の如し机の如し何々の如しと、例を示し人をして首肯せしむるもの、全く例證式なりと謂ふべし、議論の根底十分ならざるが故に、例へ薄弱なるを免れずと雖も、今日世間に往々應用せらるゝを知る、又新因明が證明式なることは、先づ宗を提出し次に因を出して、正しく之を立し、後に論脈の存する喩體を掲げて、之を證據立つるもの、儘に證明の論式なりと云ふべし。

三

古因明の論式を以て例證式のものと思せんか、古因明は古因明として、一個の特色を有し、一生命

を保持するに十分なる價值を保てるものと云ふべく、之れ以上完全に例證式を組織するは不可能なるべし、且つ例證式なるの故を以て、只同類の例を擧示するに止まるもの、亦其の當を得たるものにして、強ち異類のものを指示するの要を見ざるなり、是を以て彼れ古因明家が、九句因を論じて異品に關する注意を研究するにも拘らず、論式上には別に之を表示せざるもの、所以ありと謂つべきなり、次に、新因明の論式を以て、單純に證明式のものと思定し去らんか、彼の同喩なるものは到底蛇足の譏を免れざるべき歟、何となれば「聲は無常なるべし」所作性なるが故に」と云はんに、次に直に無常以外の諸の常住なるものは、皆所作性に非すと見よと立せば、別に諸の所作性なるものは皆無常なりと見よと云はずして、その然る所以を合點するや理の當然なり、之に反して諸の所作性なるものは皆無常と見よと云ふのみにては、未だ直に諸の常住なる者は皆所作性に非すと云はれざるべし、然れば即ち、新因明を以て單純に證明式とせば、異喩のみにて十分之を立證し得べく、何を苦んでか煩はしく同喩擧ぐるを要せん、是を以て新因明の三支作法なるものが、單に所謂證明式の論法と言はゞ、異品を擧ぐるのみにて十分完全に論式を構成し得べきの道理なるや明にして、更に特に同喩を擧ぐるの要を見ず、若し強て之を擧ぐるとせんか、簡明を要する論式に於ては、寧ろ蛇足の譏を甘受せざるべからざるなり。

然るに、古來完全なる三支作法には、必要缺くべからざるものとして同喩を擧ぐる所以のもの、

五

實に新因明が所謂單純なる證明式に非らざることを反證するものにあらざるなき歟、即ち新因明は古因明の例證式なるものを繼承し、之を同喩として掲げしものと言ふべき歟、假へ同喩の喩體を特設して、論脈を整然たらしむるものありと雖も、單純なる證明式としては、左程必須の要件にはあらざるべく、三支作法の新生命は却て異喩に存するや明なり、而して此の新生命たる證明式を立脚地とするを以て、此に加味せる例證式の同喩に於ても、證明式的の喩體なるものを擧げしものと解せらるべし、是を以て新因明なるものは、古因明が例證式なるに反して、證明式を採用し加ふるに例證式を以てするものと言ふべし、此の立場より瞥見するときは、古來古因明は五分の複雑なる式なり、新因明は三分の簡單なる式と評定さるゝもの、實は只形式に於て、しか言ひしのみにして、その論式の内容よりするときは、古因明は却て一の例證式の單純なるもの、之に反して新因明は、證明式を根底とし例證式を加味せる、複雑なる論式と言ふべきなり、尤立敵勝敗を決する論式の強弱を論すれば、新因明の論式が強勢なること勿論なり。

四

又次に、因の三相に就て管見するに、先づ因の三相とは遍是宗法性、同品定有性、異品遍無性に於てその中第一相の遍是宗法性は因が宗の主題たる、前陳の有法に對して、如何なる關係を有すべき歟を言ひ表はしたるものと爲すにあり、第二相の同品定有性の同品とは、同類の意にして、宗の後陳た

る法と同類の物件を指すなり、而して因なるものは宗の同品には、必定して具有せらるべきを要し、同品の悉くに具有せらるれば大に可なれども、然も猶同品の悉くに具有せずとも、少くもその或るものには必定具有せらるれば可なりとするあり、第三相の異品遍無性の異品は、宗の後陳たる法の範圍外全體を指すの語にして、全く宗の同品に無關係なることを顯はし反面より之を立證するにあり。因三相に於ける上來の解釋、既に古來よりの定説にして、寸毫の過疵なく決して他の容際を許さざるものにして、且つ實に三相は因の必須條件と爲すにあり、是に於て乎吾人少しく疑ひなき能はざるものあるなり、若單刀直入大膽に吾人に發言の權を與へんか、吾人は第一相は別に必須條件として、數ふる程のものにあらざるなきやを疑ふなり、否寧ろ之れなきに如かざるやを思ふなり、抑々第一相を直解すれば、因が宗の前陳たる有法の全部に周遍するの意なるを以て、若し因の範圍が有法より小なるか、或は有法に固有ならざるときは、此の條件を缺くと雖も、少くとも因の範圍と有法の範圍と等しき歟、或は大なる場合に於ては、此の條件に恰當したるものと言ふべし。此の二の場合に就て見るに、第一の場合の如く、因と有法と全く相等しからんか、決して完全なる作法を爲すこと能はざるべし、即ち如此場合には不共不定の過失を招くものと爲す、假へば「聲は常なるべし」を立せんに、「所聞性なるが故に」の因を充當せんか、天地間に所聞のものは聲の外にはなく、全く其の範圍等しくして、因が有法に遍する條件を具備するに於ては、毫も缺點あるこ

となきなり、然るに有法の聲と同類なるべき、宗法の「常住」なる同品に少しも交渉する點なきがゆへ、此に一種の過失ありと爲す。然らば第一相の意義は少くとも、或る同品には交渉する所なからざるべからざるがゆへ、是非とも其の關係は第二の場合なる、因の範圍は全然有法より大なるべしと論定せざるべからざるに至るべし。

然るに若し此の場合に於て、因の範圍無制限に大なるも可なりとせんか、因は同品のみならず異品にも關係を及ぼし、此に共不足の過失を惹起し、結局我が宗とする所を成立するに由なしと言はるゝなり、故に因なるものは、有法より無限に大なるも亦不可なり。

是を以て因なるのは、「有法より大なるべし」、然し「あまりに大なるべからず」との結論を得ることとなる、然るに前者の「有法より大なるべし」と言ふことは、有法が直ちに同品なりと言ふを得ざるも、同品定有性の第二相より明に推定され、後者の「あまりに大なるべからず」と言ふことは、異品遍無性にて確に反顯するゝを以て、特に一要件として、後の二相と共に、同一資格を有せしむるの必要あるを認むること能はず、當之を存するを便利なりと言ふに過ぎざるべし、況んや單に第一相のみを直解せば、その意義漠然たるものありて、是非とも第二相第三相より推測して、此に「有法より大なるべし」あまりに大なるべからず」の意義充足するに於てをや、古因明の九句因に於て單に同品と異品の關係に就て論究し、終に有法に言及するなきもの、蓋し此の意に非らざるなき歟

大正二年五月十七日印刷
大正二年五月二十日發行

定價金七拾錢

著述者 滋賀縣東淺井郡湯田村 湯次了榮

發行人 京都市猪熊通下魚棚下ル權屋町 龍谷學會

和歌山縣日高郡比井崎村四五五 右代表者 玉置 穎 晃

京都市北小路通新町西入井筒町六五九番戶 須磨 勘兵衛

印刷所 京都市北小路通新町西入井筒町六五九番戶 合資弘文社

不許複製

發行所 龍谷學會

324
342

終